

統計分析審査官の現状と課題

令和 4 年 7 月

内閣官房行政改革推進本部事務局
(統計改革推進担当)

統計分析審査官に対する指摘

「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る調査報告書」（令和4年1月14日） （抜粋）

最後に、統計分析審査官について触れておきたい。令和元年に統計分析審査官が内閣官房から各府省に派遣されることとなった。今後公表される統計の審査の徹底と誤り発覚時の対応指揮等を担うポストであるとされているが、現段階で機能しているとは思われない。それまでに統計の業務に就いたこともなく、統計に関する専門的知識も皆無であった職員が、十分な研修を受けることもなく、係長相当の職位で派遣されたとしても、この者に、派遣先の上司に対して厳しく指摘することを期待すること自体不可能を強いるものであろう。

「統計不正の再発防止に向けた提言」（令和4年2月14日）（抜粋）

内閣官房から各府省に派遣されている「統計分析審査官」が十分に機能していないことが、国土交通省が設置した検証委員会から指摘された。速やかに実態を調査し、課題を明らかにすること。また、現場における調査方法の変更時の誤りや集計した数値の誤りを察知し、関係部局と連携して適切な対応につなげる仕組みを検討すること。

令和4年2月14日

総務大臣 金子 恭之 殿
行政改革担当大臣 牧島 かれん 殿

公明党決算・行政監視部会
部会長 若松 謙維
部会長代理 竹内 真二

統計不正の再発防止に向けた提言

平成30年度に厚生労働省の「毎月勤労統計」の不正を受けて再発防止策を講じたにもかかわらず、令和3年12月、国土交通省の「建設工事受注動態統計」に不正が発覚した。再発防止策が十分に機能していない実態が明らかになったことは誠に遺憾である。

統計は政策立案の根拠となる重要なデータであり、統計に対する信頼は、政府・与党に対する信頼といっても過言ではない。

このたび公明党決算・行政監視部会として、統計不正の再発防止に向けた提言を取りまとめた。政府におかれては、本提言を踏まえ、深い反省の上に立ち、国民の信頼に足る統計改革の断行を求める。

記

1. 内閣官房から各府省に派遣されている「統計分析審査官」が十分に機能していないことが、国土交通省が設置した検証委員会から指摘された。速やかに実態を調査し、課題を明らかにすること。また、現場における調査方法の変更時の誤りや集計した数値の誤りを察知し、関係部局と連携して適切な対応につなげる仕組みを検討すること。
2. 統計の品質は作成プロセスにおける品質管理で保証するとの考え方の下、各府省におけるPDCAサイクルの仕組みを強化するとともに、総務省から派遣する統計監理官等による「第三者監査」の仕組みを確立し、基幹統計を中心に全府省への展開を急ぐこと。
3. 上記1および2を推進するための法定化を検討すること。

以上

統計分析審査官の現状

令和元年7月26日～令和4年1月27日の間、各府省に常駐したことがある統計分析審査官（64人）について確認

統計研修受講状況

研修名等		人数	
統計分析審査官研修 (内閣官房)	令和元年度 第1回	22	
	令和元年度 第2回	24	
	令和2年度	15	
業務レベル別研修 (総務省統計研究研修所)	初級	初めて学ぶ統計	5
		統計担当者向け入門	1
	中級	調査設計の基本	11
		統計利用の基本	11
		統計分析の基本	9
	上級	統計データアナリスト研修	10

(注：重複受講を含むため合計は64人と一致しない)

上記のうち、いずれか1つ以上の研修を受講した者は **49人**

統計業務従事経験年数

経験年数	人数
未経験	14
1～5年未満	16
5～10年未満	11
10～15年未満	9
15～20年未満	4
20年以上	10

統計分析審査官の現状

他府省の例

【職員の能力、体制】

- 統計分析審査官の経験年数は、5年以上が9割超（10年以上も7割超）
- 総務省から臨時に統計分析審査官を派遣
- 総務省が実施する統計研修のほか、各省で実施する統計研修も受講
- 統計分析審査官がチームとして活動
- 再発防止を超えて、品質管理全般に関心

【活動状況】

- 原課からの誤りの報告を受けて、統計分析審査官が原因究明等で中核的な役割
- 統計分析審査官が統計作成プロセスの適正化やシステムの改修で重要な役割
- 本省のみならず、地方組織においても分析的審査を実施
- 政策部門のK P I 算出方法の問題を是正

府省間で格差

国土交通省

【職員の能力、体制】

- 統計の業務に就いたこともなく、統計に関する専門的知識も皆無（※）
（※）経験年数5年未満が8割超、最も経験年数のある者で10年
- 十分な研修を受けることもない
- 係長相当の職位で派遣

【活動状況】

- 統計分析審査官が現段階で機能しているとは思われない
- 上司に対して厳しく指摘することを期待すること自体不可能を強いるもの

統計分析審査官の現状と課題

- 統計分析審査官は、各府省の統計の品質を維持向上させるため、統計の集計プロセスにおいて、調査票の記入漏れのチェックや、結果表の検算、過去の結果との比較による数値の妥当性の確認などを順次導入していくことや、統計に誤りが発生した場合の再発防止策の指導、助言を行うことなどを役割として、活動を開始



- 統計分析審査官を令和元年に新設した際、併せて、人材育成のための資格の創設や研修の拡充、誤り発生時の対応ルールの整備なども行われたが、府省間で担当職員的能力や活動状況に格差



- 公的統計の品質の確保に向けては、体制の確保や、専門性の高い職員の育成、専門家との連携や専門家からのアドバイス・支援が必要であり、統計分析審査官については、その在り方を含めて見直す必要
 - ✓ 品質管理の取組全般と連携できる体制（再発防止は統計の品質管理の一要素）
 - ✓ 役割の認知・現場での十分な発言力を持たせるための仕組み
 - ✓ 実務経験者の着任や研修受講、専門家による支援などを担保する仕組み（内閣官房の総括業務を通じた統計分析審査官の確保・育成には限界） など